

平成22年度第2回徳島市入札監視委員会 議事録

開催日時	平成22年11月22日(月) 13:30~17:15	
開催場所	徳島市役所 6階 入札控室	
出席者	委員会 井上委員長、鈴木委員、長地委員、成行委員 徳島市 土木部監理課長 水道局総務課長 他 関係各課・事務局職員	
審議案件	一般競争入札	5件
	公募型指名競争入札	0件
	(通常)指名競争入札	4件
	随意契約	1件
	合計	10件

議事概要

委 員	徳 島 市
市発注工事等に係る入札・契約手続の運用状況等について	
	1 対象期間 (H22. 4. 1~H22. 9. 30)の発注工事について
審議 1 <一般競争入札>末広五丁目汚水管渠築造工事 (建設課)	
◇ 失格者が20社中7社と多いですが、どういうことが要因ですか。	◆ 本市では、最低制限価格の算出にあたっては、予定価格及び入札参加業者の平均入札額から入札後に算出する方法を採用しております。その結果、低い金額で入札するとどうしても失格者が出てまいります。当案件の推進工事については、金額が高く、また、特殊な工事となるため、業者としては是非とも落札したいということで低価格で入札するのではと考えております。
◇ 最低制限価格は、事前公表していないのですか。	◆ 予定価格及び入札参加業者の平均入札額で計算されるので、事前には判りません。高額入札者が2社あったので、少しの差ではありますが最低制限価格が高くなったと考えられます。
◇ 内訳明細書の一般管理経費が、業者によってばらつきがあるみたいですが、これは工事規模とかによるのですか。	◆ それぞれの業者が自社の責任で積算したもので、市側では判りません。ただ、基本的には会社の営業部分である一般管理経費で金額調整するため、ここを高くすると落札出来ないという認識を業者は持っていると思われま。
◇ 一般管理経費以外は工事費なんですか。	◆ 直接工事費と共通仮設費は、必要な工事費です。なお、一般管理経費は、会社の経費となります。
◇ 施工体系図によると、落札業者と入札額が非常に近い失格となった業者が下請けとなっていますが、問題ないのですか。	◆ 本市では、入札参加業者が下請に入ることを禁ずる規定を設けてないため、現在のところ問題ないと考えています。なお、本市では地域内発注しているため、地区内の殆どの業者が入札参加可能なケースがあり、入札参加業者の下請となることを認めないとすれば下請業者が全て地域外となり、現在地域内発注している関係上不条理なこととなるからです。
◇ 今回失格となり下請となった業者が落札したと仮定すれば、今回落札した業者が下請けとなっていたでしょうか。	◆ それは判りません。下請業者選定にあたっては民と民との契約であり、落札者が決定することとなるからです。

◇ 評価値算出の基準、客観的な指標はあるのですか。

◆ まず技術提案評価については、施工計画に記載された内容により評価することとなります。その評価基準については、「施工計画等に特に優れた工夫が見られる」から「適切である」まで5段階あり、20点から0点の配点となります。次に技術者評価については三つの評価項目がありまして、（1）配置予定技術者の有する資格により、その評価基準は3段階、10点、5点、0点の配点となり、（2）継続教育（CPD）の取組状況については、有効取得単位ごとに5点、3点、0点の配点、（3）配置予定技術者の工事成績評定点については、過去一定期間における本市、徳島県、国の行政機関又は下水道事業団が定めた工事成績評定要領等に基づく工事を対象とし、その評価基準は工事成績ごとに5段階、10点から0点の配点となります。最後に企業評価ですが、その評価は三項目となります。企業の施工能力ですが、本市発注の同種工事における工事成績評定点の平均で評価することとなり、その評価基準は、工事成績ごとに8段階、20点から0点の配点となります。（2）地理的条件については、市内に本店があるかどうかで10点か0点、社会性については、ISO認証取得の有無、アドプトやボランティア活動の実績、災害活動の実績が評価対象となり、配点は10点、5点、0点となっております。

◇ 落札率が97.83%と高率ですが、他の参加者は。

◆ 99.37%、99.52%です。当案件はオープンシールド工法という特殊な工法を採用している工事であり、いわゆる特許工法なので価格も割高になったと考えております。

◇ オープンシールド工法で施工するから、簡易型総合評価方式となったのですか。

◆ そうではありません。予定価格が5千万円以上の案件が総合評価方式の対象となるからです。

◇ 当案件の工事箇所は、オープンシールド工法でない駄目なのですか。

◆ 当該箇所は、道幅がかなり狭く、迂回路を設けることの出来ない場所であり交通量も多いことから、通行止めの期間及びその範囲が非常に少なく済む当工法を採用したということです。参加業者も少なく経費も掛かる当工法を採用したのは、工事箇所の特殊性からです。

◇ オープンシールド工法に替わる新しい工法はないのですか。

◆ 現状では当工法が適していると判断いたしました。

◇ 総合評価に関する評価項目「施工上配慮すべき適切性」の評価基準について、配点が0点でも「施工計画が適切である」という表現は適当でないのでは。

◆ 国の方式に準じており、標準的なものが「適切」であり、工夫あるごとに加点する方式です。

◇ 積算額のうち、オープンシールド工法の占める割合はどれくらいですか。

◆ 50%くらいだと思います。

<p>審議 3 &lt;指名競争入札&gt;応神分団詰所新築電気工事</p> <p style="text-align: right;">(消防局総務課)</p>	
<p>◇ 10社中7社が辞退していますが、どういうことが考えられますか。</p> <p>◇ これだけ辞退者が多いと公正な競争にならないのでは。</p> <p>◇ 指名して辞退したことに対してペナルティはあるのですか。</p> <p>◇ 辞退した場合、次の指名案件の際、指名から外すというようなことはあるのですか。</p> <p>◇ 落札後辞退したらどうなるのですか。</p> <p>◇ どういう入札方式がいいのか、全国的な傾向はあるのですか。</p> <p>◇ 業者数は減ってきているのでは。</p>	<p>◆ この工種は辞退が多いです。今年度に発注した指名競争入札の件数は16件ありますが、辞退者がなかったのは1件だけでありました。昨年度も20件指名入札し、そのうち辞退者がなかったのは1件だけでありました。</p> <p>◆ 参加するしないは業者の意思であり、業者が参加する案件を選択していると考えざるを得ません。</p> <p>◆ 辞退するしないは業者次第であり、ペナルティはございません。</p> <p>◆ それをすると予定価格に近い額で入札した場合、低い価格で入札した業者が失格になってしまう恐れがあります。現在の制度が壊れてしまう。</p> <p>◆ 指名停止となります。</p> <p>◆ 全国調査しております。最低制限価格を事前公表している自治体や、ランダムに設定している自治体もあります。要は、判らないようにしたいというのが各自治体の考え方です。どれがいい方式かは判りません。</p> <p>◆ 業者数も減少傾向ですが、それ以上に案件数が減っています。</p>
<p>審議 4 &lt;随意契約&gt;西部環境事業所ごみ焼却施設補修工事</p> <p style="text-align: right;">(西部施設課)</p>	
<p>◇ 日立造船(株)が施工した施設について、他社が手を挙げないのは仁義的なものですか。</p> <p>◇ 施工能力のある業者は、沢山あるのですか。</p> <p>◇ 施設は、いつ出来たのですか。また、補修工事はどれくらいの周期で実施するのですか。</p> <p>◇ 最初からPFI方式にするのだったら事務手続きは煩雑になりますが、今までどおりだと毎年入札し、随契の繰り返し。どちらの事務も煩雑で、どちらの方が正解か難しいですね。</p>	<p>◆ 当案件の入札参加資格は、本市に登録していることと焼却施設の施工実績を有することなので、どこでも参加できるはずですが、入札参加者は一社だけでした。</p> <p>◆ あります。新規に造る場合は10数社参加します。</p> <p>◆ 平成3年に完成しており、補修工事を毎年実施しております。</p> <p>◆ この案件の課題は随意契約ではありますが、新設のときは10数社参加しますので、PFI方式に切り換えて計画から維持管理までするか、他市のように最初から随契にするか。ただ、最初から随契というのは、他社が参加するかもしれないので難しいところです。</p>

<p>◇ P F I 方式とかにすれば、県内業者の参加を評価項目にすることもできますよね。</p> <p>◇ 今後 2 0 年間の補修工事とかを P F I 方式にした場合、大規模な事業になるので日立造船（株）以外も参加しますか。</p>	<p>◆ そうですね。それも可能だし、県外業者と J V を組ませて市内業者が参加することも可能です。県外業者だと下請業者も県外が多い。発注者側から、市内業者を下請にするよう強制することはできませんから。</p> <p>◆ P F I をどのような形ですか、未だ決まっています。現状では、P F I 方式にしても今までどおり他社参入は難しいと思われます。工事の特殊性及び特許権に係るものについては、市内業者では出来ないこととなります。他の業種でも特殊性のある案件、エレベーターとか新設を除き維持管理は事故などのリスクを伴うため、他社の参入が殆どないです。</p>
---	---

審議 5 <一般競争入札>佐古分区東下水管渠長寿命化計画策定業務

(保全課)

<p>◇ 参加したのは全て県外業者ですか。県内業者は、受注できるノウハウがないのですか。</p> <p>◇ 調査結果は、どこが請け負っても大差ないのですか。</p> <p>◇ 市内業者と J V を組ませて、技術力を学ばせるという考えはないのですか。</p> <p>◇ 長寿命化計画は、他の地区でもありますよね。分割して発注することとなるのですか。</p> <p>◇ 当計画に基づいて下水道管を更新する場合、国庫補助はできるのですか。</p> <p>◇ 過去の診断データの活用は。</p> <p>◇ 東南海地震を想定しているのですか。</p> <p>◇ 内訳明細書において、直接業務費のうち長寿命化計画策定と診断・原因調査のコスト面で、重きをおいているところが各社違いますか。</p>	<p>◆ 参加資格要件は、県内業者も参加出来るとしていましたが、参加者はいませんでした。なお、資格要件に長寿命化計画策定の履行実績を求めているので、それが無かったのではと思われます。</p> <p>◆ 調査そのものに差はさほどでませんが、診断計画が技術力の差が出るところだと考えられます。市内で発注した長寿命化計画の実績が殆どないので、大都市で実績を作った会社が見本になるかということで条件に加えさせていただきました。</p> <p>◆ 以前は、予定価格 5 千万円以上のコンサルタント業務について J V を組めというのがありました。今は、予定価格 2 億円以上が対象となります。ちなみに、1 千万円を超えるコンサルタント業務ですら、年数件です。</p> <p>◆ 予算上の問題と、下水管内に入る必要があるため、調査前に管内の清掃をする必要がありますが、清掃する業者が限られております。そのため分区単位に発注せざるを得ません。</p> <p>◆ 平成 2 0 年度から、更新に掛かる費用の 1 / 2 補助が出ます。</p> <p>◆ 佐古分区につきましては、国道部分で過去のデータがあり、それを活用しデータ整理しております。他の地区も部分的にはありますが、全体的に調査するのは今回が初めてです。</p> <p>◆ ジョイント部分是对应可能ですが、管自体の強度を高めることは難しいです。ただし、ジョイント部分への対応で、耐震強度を引き上げることは可能です。</p> <p>◆ 会社によって、得手・不得手の分野があるからだと思われます。</p>
--	--

<p>審議 6 &lt;指名競争入札&gt;田宮西都市下水路築造工事他7箇所に伴う施工管理業務 (建設課)</p>	
<p>◇ コンサルタント業務の場合、殆どが人件費ですか。</p> <p>◇ 手間ヒマがあまり変わらないということは、同じ価格帯で並ぶということですか。</p> <p>◇ 競争がないように思えますが。</p> <p>◇ もっと高い予定価格の案件の場合、ランクの高いコンサルタントが参加するのですか。</p> <p>◇ 8社指名しているのは。</p>	<p>◆ 業務内容によります。この業務は人件費ですね。</p> <p>◆ 市内のコンサルタント業務の落札率は、概ね89%から93%です。理由は判りません。</p> <p>◆ 直ちに判断できません。</p> <p>◆ 原則、市内業者に全て発注することとなります。ただし、業務内容により市内コンサルタントで受託できない場合は、県外コンサルタントへ発注します。</p> <p>◆ 施工管理業務につきましては、土木コンサルタントに登録している16社を二つのグループに分割して指名しています。</p>
<p>審議 7 &lt;一般競争入札&gt;第十浄水場場内整備工事</p>	
<p>◇ ある業者さんなんですが、予定価格からいうと99%ぐらいの金額ですよね。この業者が入ってきた為に、他のたくさんの方が失格になって、中間くらいの業者さんが落札したようなところがあって、先の市の審議でも前から言われてきているんですけど、高いところがあるために低いところでたくさん失格がでてしまうことは、最低入札価格の決め方の課題だと思うんですけど、なかなか良い案というのがないみたいですね。</p> <p>◇ 落札的な金額ではないですよ。それでダメもとみたいな感じで入れてこられたところの影響で他のところが半分近く失格してますよね。</p> <p>◇ 図面なんかは閲覧にきているのですか。それとも買い取りですか。</p> <p>◇ 持って帰ってそれを元に照らし合わせて皆さんが金額を出すわけですか。</p> <p>◇ 17ページの、入札は最低落札価格が調査基準価格を下回ったため、落札を保留したとなっていますよね。保留してどうなさるんですか。</p> <p>◇ その委員は誰なんですか。</p>	<p>◆ ある業者さんが1千万以上高額ですかね、平均を上げているというところで・・・。計算してみなければわからないのですが、およそ9千万くらいに計算していたらもっと低いところで、かわっているとは思いますが、これは制度上こうなっていますので、致し方ないとか申し上げられないんですが。</p> <p>◆ 金額を見ても微妙な線と言うたらなんですかね。10万、20万、100万未満の単位で失格となっていますので。この業者さんは1億円以上の入札価格なんですが・・・。あまり受注する気はないかもしれませんが、参加したというだけで。おっしゃるとおり、参加しなかったら多少かわったと思いますが。</p> <p>◆ 設計図書の買い取りです。</p> <p>◆ そうですね。設計書等に付いていますので。</p> <p>◆ 落札保留した後に、低入札価格調査委員会を設置しまして、その後に徳島市水道局低入札価格調査制度事務処理基準にのっとり、その業者さんに対して事情聴取をしまして、各委員さんを集めまして、事情聴取した結果、適正な工事が出来ると判断いたしましたので、落札を保留していたのを落札決定いたしました。</p> <p>◆ 委員ということで、水道局の次長、工事検査監、総務課長、工事の主管課長、今回は浄水課長です。あとは、総務課長補佐が委員となり、事情聴取後に各委員さんの意見を取りまとめまして決定いたしました。</p>

<p>◇ 委員は誰にするかはどこかに書いてあるのですか。</p> <p>◇ こういうことは結構多いんですか。委員会を設けて、話し合うとか。</p> <p>◇ この工事の期間で長いんですよね。こういう長い工事で一級の施工管理技士っていうのはその工事に張り付くんですか。そこから仕事はしてはいけないんですか。</p> <p>◇ 専任ですか。そういうのは役所とかではチェック出来るんですか。他の仕事に行っていないとか。</p> <p>◇ 今回、調査基準価格を下回るあるいは、その近くの金額を出しているということは、予定価格とかその調査基準価格っていうのが、現実より少し高いっていうことで、実はもっと安く出来るっていうことではないんですか。予定価格っていうのはそれぐらいかかるだろうというところで計算されているじゃないかと思うのですが。</p> <p>◇ それが実態と合っていないということはないんですか。業者が出してくるという事はこれは出来るっていう事なんですよ。</p>	<p>◆ 徳島市水道局低入札価格調査委員会設置要綱の第3条の2項に書いてあります。</p> <p>◆ 1億円以上の低入札になった工事だけです。</p> <p>◆ 専任になります。</p> <p>◆ 技術者台帳というのがありまして、着工時と竣工時まで、まず着工時のときにその人の持つる経歴が入って、ここはこの工事のこれだけの期間ですよって、始まりと終わりで判を担当者が押すようになっていきます。それをこちらで預かっておきます。工事が終わった時に判を押して返します。CORINSとか色々あるんですけど、台帳を預かっておけば他に提出することが出来ないんです。それが、二部あるということは発生しません。その人の経歴としてずっと積み上げていく技術者台帳っていうのがありますのでそれで確認しています。例えば他の工事で、請けた場合は、それが重なっているかいないかは上と下を照らし合わせたらず分かる様な仕組みになってる台帳がありますので、それで確認しています。</p> <p>◆ 積算につきましては徳島県の工事施工単価及び労務単価を採用し、浄水場の場合は経費の場合は、厚生労働省の実態調査した経費率をもとに経費を計算しております。標準施工歩掛けというなかで積算をしております。</p> <p>◆ その部分は、我々、歩掛けて言う部分は標準歩掛けて言うのを採用しなければ単独で替えるっていう事はまず出来ませんから、公共工事として一緒の土俵に乗せるっていうことで労務単価だったら、徳島県とか、香川県とそれぞれ実態調査をした中での基本賃金、それから機械を動かす損料にしても国なり県なりが調査してきた価格に基づいて標準積算というふうにやっていますのでそこをわれわれは参考にしています。</p>
---	---

審議 8 <一般競争入札>  
徳島市重要給水施設配水管（1）中常三島町1丁目～3丁目配水管布設替工事

<p>◇ 参加資格で当局の競争入札参加者名簿に登録されている者っていうのは、これは徳島市内の業者さんだけっていうことなんですか。</p> <p>◇ 先程の審議7番の例では、参加資格に徳島市内に主たる営業所を有する者っていうのが参加資格に含まれていたんですけど、一般競争入札にする時に、なんらかの参加資格で徳島市内の業者で限定されるのでしょうか。この審議7、8についても、審議7でしたら（参加資格内容）（1）の主たる営業所が徳島市内に有る者っていう参加資格がありますよね。審議8でしたら（参加内容）例えば当局登録の配水管業者でしたら、徳島市内に本店か支店がある業者になって、結局、絞り込まれた結果、徳島市内に本店か支店がある業者ってなりますよね。他の工事について、だいたい参加資格を満たす所っていうのは徳島市内に本店か支店がある業者になっているのでしょうか。</p>	<p>◆ これ（競争入札参加者名簿）については県外・県内全てになります。（1ページの参加資格内容）（2）の当局の登録の配水管布設業者で、等級がA又はBとなっていますがこちらの業者については徳島市に本店を有する者もいますし支店等、営業所を設けている者もあります。</p> <p>◆ 土木とか配水管については市内の業者でしています。特殊な浄水場とかの徳島市内とか県内でも出来ない工事とかになりますと県外の大手で、徳島に営業所や支店を設けていない所の入札参加資格になる場合もあります。ほとんどが市内業者になります。工事の大口径とか、加工からしないといけない場合や、機械類とかになると徳島の業者で対応出来ない部分がありますので、その部分につきましては県外の業者さんにいう場合もあります。</p>
--	---

<p>◇ この審議も含めて、工種が水道施設となっている工事がほとんどですよね。この一般競争入札の工種が水道施設になっている工事って、91～93%ぐらいの落札率ですよね。それは何か理由って考えられるものなんですか。</p>	<p>◆ 特に考えられないんですが、結果がこのような落札率になったということです。</p>
<p>◇ 18業者で1業者が無効で、17業者が2400万円くらいで入れてきて、誤差が100万円くらいで全部揃っているんですけど。このような現象はよくあるんですか。</p>	<p>◆ バラバラの時もあるんですが、この案件に関しましては100万円くらいで、そろっているようですが、業者さんが入札するときに過去のデータ等を参考にしたりしているのかわかりませんが、結構研究等はされているみたいですね。インターネットとかで結果を公表していますので。</p>
<p>◇ この規模の工事だと、過去いくらくらいで落札されてるんですか。</p>	<p>◆ 今の入札制度になりましてこのような比較的高い落札率という形になっていますが、以前は、最低制限価格を公表していましたから、最低制限価格で入れる札が多くてくじ引きになったことが多くありました。そうなりますと70%台とかの、そんな落札率とが大分ありましたけど、やはり、安ければいいものではなく、それで今の入札方式になってから、大分落札価格が上がってきたということなんです。</p>
<p>◇ そのあんまり低く入れると失格になっちゃう可能性もあるし、最低制限価格の関係で失格になっちゃう可能性もあるし、過去、落札したぐらいな近いところで入札しておこうかという感じでみんな似た様な金額になるんですね。</p>	<p>◆ そうですね。よく似た感じで入れてくると。</p>

審議 9 <指名競争入札>徳島環状線川内工区（国道11号）配水管布設替工事

<p>◇ 交通警備員になるんですけど、この29ページなんですけど、資格有資格者、資格無しとかあるんですけど、これは場所によって違うんですか。</p>	<p>◆ これは国道での規制を伴う工事については特記仕様書で明記しまして、警備2級以上の資格者を有する者を警備させるとして、特記仕様書に明記してあります。</p>
<p>◇ 今回は難しいからということですよ。有資格者じゃないと出来ないということになるんですか。</p>	<p>◆ はい。そうです。でも、全員ではないです。6～7人交通警備員がいる中で1人以上を有資格者でということです。</p>
<p>◇ 人数のほうは役所で決めるんですか。この現場何人以上とか。</p>	<p>◆ そうです。概算ですけど、1日規制するに当たって何人とかいう方法で積算します。</p>
<p>◇ 何かルールとかあるんですか。法律とか。</p>	<p>◆ 規制に何人のガードマンを付けるとかいうルールはないんですが、国道であれば国土交通省と協議を進めていく中でこういう規制につきましては何人っていうような想定がだいたいついてきます。</p>
<p>◇ 場所によっては、多い人数とか少ない人数でしているとか、そういうのは現場で判断するんですか。</p>	<p>◆ そうですね。大きな主要道路なんかでは、道路使用許可を警察からとらなければならないくて、道路占有をうけるものは、管理者にも届けなければならないと、安全対策図っていうのを作成するのです。その中に看板、工事看板、バリケード類とか、今回のケースでは、車線に規制をかけるとかいうことで、看板類からバリケード類も含めて警備員の設置はこうですと、配置図まで含めた物が道路使用許可に含まれてくるんです。それで一定の協議を警察とさせて頂いた中で、配置計画っていうのも、何日行って、何晩かかります、何日間かかりますという積み上げの物が設計書の中にも反映されていくようになります。</p>

◇ 役所の方で原案持って行ったけど、実際はもうちょっといるとかじゃないとかあるんですか。	◆ それは指導があります。
◇ 警察がOKって言うてくれないとダメなんですか。	◆ はい、そうです。今回の業者選定にあたって、請負金額に対してちょっとランクが高いAランクの者をもってこざるだけの必要性が現場、現地ではあるという感じですよ。
◇ 施工体制台帳なんですけど、2級土木施工管理技士とか専任も兼務も〇が入ってないけど、これはどちらでもいいんですか。	◆ 水道工事は、我々が道路敷地の中に公道の中に水道管を布設するっていうのは、まず、水道施設工事という業種の中になりまして、そこに技術者を配置する部分については、主任技術者を配置するということについては、2級土木施工管理の国家資格を取得している者というように限定しております。
◇ そこに張り付いていなくても大丈夫なんですか。	◆ その現場には専任ではないですけども、その工事にかかる時、工事が動く時には必ず張り付いています。
◇ 内訳明細書は必要ないのですか。	◆ この案件は指名競争入札で、予定価格が1千万円以下なので内訳明細書はありません。入札書だけです。

審議10 <指名競争入札>  
 四国横断自動車道建設に伴う配水管布設替（徳島I.C）工事設計業務

◇ 価格を安くしてまで仕事をとりたくないとか水道局のほうもあるのですか。落札率が高いじゃないですか。	◆ 業務価格を構成する設計書の主任技術者であるとか労務的な単価が構成上、多岐にわたりますよね。そこに単価を振り込む事によってだいたい同じ画一的な、業務価格が計算されます。その中の落札希望額というを入札書によって、投じられてくるものから、極端に低いという事例もたくさんございました。そこは私たち、私どもの方が関知、関与するところでもないので、高く止まるか、低く止まるかっていうところについては何ともコメントのしようがないところだと思います。
◇ 人件費だから似てくるだろうと推測はできるんですね。	◆ 出来ると思います。
◇ 業務工程計画書にある報告書取りまとめが一番時間がかかっていますが、こういうものなんですか。	◆ そうです。
◇ 委託の指名競争入札は3つありますけど、3つとも指名されているのは市内の業者ですよね。	◆ 市内の業者です。
◇ 5ページの業者の名前の代表者と、21ページの委任状で代表者の名前が違うのですが。	◆ この入札の開札の前に替わられました。
◇ 地域性を考慮して指名した理由となっていますが、地域性とは何を指しているんですか。	◆ 徳島市内をさしています。やはり、間で協議とか色々ありまして、その度に遠方からお越しになるっていうのを考えまして、近いところで市内業者になっています。

- |  |   |
|--|---|
| <p>◇ 水道についてのコンサルタント業者が出来る徳島市内の業者さんってどのくらいあるのですか。この7業者以外で・・・。</p>   | <p>◆ 7業者以外にもいますが、何社該当するかの資料を持ってきていませんのでわかりません。</p>  |
| <p>◇ だいたい同じ業者さんが指名されてるってわけではないんですね。</p>  | <p>◆ それぞれ専用部門ってのがあります。この業務については補償もありまして、補償の後処理といいますか、補償設計も全部できるかっていうのを選んでまして、一般的に土木ばかりしているところは水道のこのような指名とかには実際は選んでいません。そちらは土木分野で頑張ってるって欲しいところでありまして、橋梁とかもされているところもありますがね。一般土木されているところは、あまり選んでいないのが実情です。コンサルタント会社はたくさんありますが。</p>   |
| <p>◇ 業種が水道コンと書いてあるのは、水道のコンサルタントってことですよね。業種の水道コンで指名される業者さんはだいたい同じようなところが指名されてるってことなんでしょうか。</p>                            | <p>◆ そうですね。水道のコンサルタントって言いますか、設計業者も上水道とか下水道とか、上水道工業用水部門とか部門ごとには登録は受けているんですが、それを受けていなかったら出来ないという事ではないですが、水道部門、もうちょっとこれが大きい業務になれば水道部門とか持っている業者さん、専門的なところにつきましたら水道部門の登録を受けている業者さんとか、それも県外とか入る場合もあります。大きいコンサルの発注になりますと、浄水場の水処理施設なんかだと、水道の専門的な部分になりますから、こういう設計になりますと県外の大手の水道専門コンサルタントに頼むようなことになります。</p> |
| <p>◇ 特別な事情がない場合は、だいたい限られた業者さん・・・。</p>  | <p>◆ 市内で、水道に精通している、うちの実績のあるところをだいたい選んでいるというかたちにはなります。</p>   |
| <p>◇ 指名された業者さんからしてみるとこういうコンサル業務だったら、他はどこどこが指名されているだろうなっていうのはだいたい分かる。</p>   | <p>◆ 徳島市水道局の場合は、設計に関しましては、職員による直営設計が原則なんです。それで、国道とか高速道路のインターチェンジを造るとかで、支障移転があったり、補償を貰わないといけないという工事がある場合は申請書とか算定とか複雑な書類など事務処理などが多くなってきますので、コンサルタント業務に出すようになるんですが、件数としまして年に、十件も二十件なども出す様なことはないですし、ポツポツとくらいしかないです。入札会場で、また会ったなという感じでもないと思うんですが、頻度的にはね。日常的には、水道工事の設計に関しましては職員で直営でやっているのが原則なんです。</p>   |
| <p>◇ 並んでいる業者さんは、総合建設コンサルタントさんと思うのですが、指名する際になんにもルールはあるのですか。たぶんお金で分けたりもあるんですよね。あのこれだけでなく、出来るとことかね。指名する際に、何故今回はこれだったのか。</p> | <p>◆ 今までに水道局の設計業務を設計したあるところとかもひとつの要素となってくるんですが、後は、市内業者であることとか。</p>  |
| <p>◇ 数は決まってるんですか。だいたい7業者くらいにしようとか、それがあから絞らなくちゃならないとか。</p>  | <p>◆ そうですね。できるだけ、6業者以上ということになっています。</p>   |

指名停止等の運用状況について	
	<p>1 対象期間(22.4.1~22.9.30)の指名停止について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 8業者に対し、指名停止措置を行った。(監理課)</li> <li>◆ 5業者に対し、指名停止措置を行った。(水道局)</li> </ul>
談合情報への対応状況について	
◇ これは、同じ案件ですか。	<p>1 対象期間(22.4.1~22.9.30)の談合情報について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 入札予定日は同日でした。ただし、一案件については入札予定日前に情報提供があり、入札を中止し、公正取引委員会へ報告しました。もう一つの案件については、開札後情報提供がありまして、この案件についても公正取引委員会へ報告しております。なお、捜査については公正取引委員会に委ねるしかありません。</li> </ul>
◇ 今回の塗装工事の場合、地域性とかでなくもっと広範囲に参加を求めることは出来ないのですか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 地域性でなく、市内業者を対象としておりますが、元々の業者数が少ないのです。</li> </ul>
◇ 別の案件でも、塗装工事の落札率は高めですね。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 確かに高いです。</li> </ul>